

## 残留性有機汚染物質検討委員会

## 第 12 回会合 (POPRC12) の結果について



平成 28 年 9 月 19 日～23 日にかけて、残留性有機汚染物質（以下 POPs）を国際的に規制するストックホルム条約による規制対象物質について検討を行う「残留性有機汚染物質検討委員会」（以下 POPRC）の第 12 回会合がイタリアのローマで開催されました。

本会合では、短鎖塩素化パラフィン（SCCP）について、条約上の廃絶対象物質（附属書 A）に追加することを締約国会議（以下 COP）に勧告することが決定されました。

さらに、ジコホル、また、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及び PFOA 関連物質について、それぞれ規制対象物質とする必要性についての検討をさらに進めることが決定されました。

条約対象物質については POPRC において議論されたのち COP において決定されます。COP での決定の後、日本においては、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」等によって規制します。

今回の POPRC において決定した内容は、以下の通りです。

## (1) 条約対象物質への追加

## ①短鎖塩素化パラフィン（SCCP） 主な用途：難燃剤

廃絶対象物質（附属書 A）への追加と、SCCP 以外の塩素化パラフィンに混入する SCCP の低減のための規制を COP に勧告することを決定しました。また、途上国においては特定の用途についての適用除外を設けることも選択肢であることが合意されました。

## (2) 条約対象物質としての検討

## ①ジコホル 主な用途：殺虫剤

## ②ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びその関連物質 主な用途：界面活性剤等

リスクプロファイルを審議し、当該物質が重大な悪影響を及ぼす恐れがあるとの結論に達し、リスク管理に関する評価を検討する段階に進めることを決定しました。

## (3) その他検討

その他以下について検討がなされました。

- ・デカブロモジフェニルエーテル（デカ BDE）の個別の適用除外に関する検討
- ・ヘキサクロロブタジエン（HCBDD）の意図的でない生成による放出の削減に関する検討
- ・ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）代替ガイダンスの改訂
- ・臭素化ジフェニルエーテルの個別の適用除外の見直しに関する報告書

当社では短鎖塩素化パラフィン（SCCP）に加え POPs 条約上の廃絶対象物質（附属書 A）である、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）、ポリ臭素化ジフェニルエーテル類（PBDE）についても分析の実績があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 28 年 9 月 27 日付 環境省ホームページ

分析技術箇所 五月女欣央

